

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十
一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄２中「第三百三十七条の十二第六項及び第七項」を
「第三百三十七条の十二第十一項及び第十二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十一月一日から施行する。